

○財務省告示第三百十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百三十
十回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七	
イ 一				イ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 争 格 日	価 格 競 争 格 日	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	札 発 行 争 入 行 争 格 日	入 札 発 行 争 入 行 争 格 日
銭 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 二 十 五 年 九 月 二 十 日		三 千 四 百 九 十 七 億 千 五 百 五 十 二 万 円		二 兆 八 千 八 百 十 八 万 六 千 三 百 十 二 円
	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と		で 三 千 四 百 八 十 六 億 円
			振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額
					特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

十九
弘
込
期
日
平
成
二
十
五
年
九
月
二
十
日